

令和5年度忍野村障害者就労施設等優先調達方針

令和5年4月3日策定

1. 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、村の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3. 対象施設

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用推進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多様雇用事業所（※）

（※）重度障害者多様雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすこと。）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務棟を行う団体

4. 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設からの物品等の調達については、前年度の実績の維持以上を目標とする。

5. 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設からの情報をもとに庁内各課に対して、福祉保健課が情報提供を行う。
- (2) 各課等は、障害者就労施設等への発注可能なものについて積極的に発注する。

6. 調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、翌年度に概要を取りまとめのうえ、村ホームページにより公表する。